

令和6年度版

就学の手引き

～就学に向けて知っておきたいこと～



唐津市教育委員会 学校教育課

令和6年 1月 11日作成

多様な学びの場

多様な学びの場には「通常の学級」「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」があります。

通常の学級

- 通常の学級は、1クラス35人以下です。(中学2年と中学3年は40人以下)
- 担任の先生は1人です。
- 時間割にそって学習します。

小学校1年生の時間割(例)

曜日 校時	月	火	水	木	金
朝の行事	全校朝会	読書 タイム	算数 タイム	国語 タイム	音読 タイム
1	道徳	国語	算数	国語	算数
休み時間					
2	生活	生活	国語	算数	学活
休み時間					
3	国語	算数	体育	図工	国語
休み時間					
4	音楽	国語	音楽	図工	体育
給食	(給食当番はエプロンに着替えます。配膳から片付けまで行います。食べる時間はだいたい20分間ぐらいです。)				
昼休み	(昼休みは運動場で遊んだり、読書をしたり、好きなことをして過ごします。)				
掃除	(決められた場所を役割分担して掃除します。)				
5	国語	体育	国語	生活	書写
帰り の会	(1日の出来事を振り返ったり、翌日の連絡を聞いたりします)				

授業時間は、小学校で通常45分間、中学校で50分間です。

通級指導教室

- 唐津市内には、現在、「ことばの教室」が西唐津小に、「まなびの教室」が西唐津小(2教室)・外町小(3教室)・鏡山小・第五中・西唐津中にあります。
- 他校に設置された教室に通級される場合は、原則として保護者が送迎することになります。
- 通常の学級に在籍しながら、週に1~3時間、通級指導教室での個別指導を基本としており、必要に応じてペアやグループでの指導を行うこともあります。
- 通級できる期間は、原則最長3年としています。お子さんの状態に応じて、途中で終了することも可能です。

【 ことばの教室 】

学習や生活全般の遅れはないけれども、聞こえや言葉の面で困っている児童生徒が対象です。※個別の知能検査が必要です。構音などの検査結果もあるといいです。

・力行、パ行などがうまく出ない ・言葉の数が少ない ・早口になる

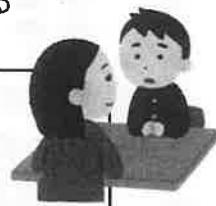
・コミュニケーションがうまくとれない ・言葉がつかえて出ない

こんな指導をしています

・一人一人に応じた個別の指導計画を立て、指導を行います。

・正しい発音を練習します。

・言葉遊びや学習を通して、言葉の問題を解決したり軽減したりします。



【 まなびの教室 】

学習や生活全般の遅れはないけれども、特定の学習、集団行動、友達との関わりなどで困っている児童生徒が対象です。

※個別の知能検査が必要です。医師の「診断書」などもあるといいです。

【LD(学習障害)傾向】

- ・読み書き計算などの特定の学習につまずきがある
- ・図形や文字の区別がつかない

【ADHD(注意欠陥多動性障害)傾向】

- ・集団行動や、気持ちのコントロールが苦手
- ・注意を集中するのが苦手
- ・待つののが苦手 ・人の話を最後まで聞くのが苦手



こんな指導をしています

・一人一人に応じた個別の指導計画を立て、指導を行います。

・自分の感情や行動のコントロールの仕方を学びます。

・見通しをもった行動ができるよう学習します。

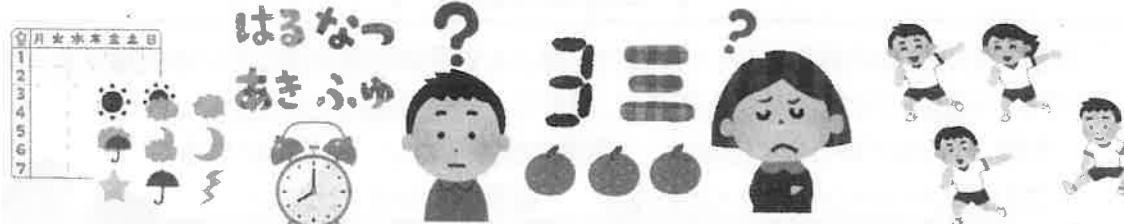
特別支援学級

- 一人一人の特性に応じたきめ細かい指導や支援を行う学級です。(8名以下)
- R6年度、唐津市内には、「知的障害特別支援学級」「自閉症・情緒障害特別支援学級」「肢体不自由特別支援学級」「難聴特別支援学級」「病弱・身体虚弱特別支援学級」が設置されています。(1つの学校に全て設置してあるわけではありません)
- 原則50%以上の授業を特別支援学級で受けることになります。

【 知的障害特別支援学級 】

知的発達の遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を送る上で困り感の大きい児童生徒が対象です。

※個別の知能検査が必要です。



- ・理解に時間がかかる
- ・抽象的な概念の理解が困難
- ・比較的短い文章でも全体的な内容の理解が困難
- ・場の状況をうまく理解できない



こんな指導をしています

(自分のペースで!)(自分でできるように!)

- ・通常の学習が難しい場合は、その子にあった内容でじっくり学習します。
- ・学習上、生活上の困難を克服し自立を図るための「自立活動」などを行います。
- ・通常の学級の子どもたちとの交流学習や共同学習も行います。

【 自閉症・情緒障害特別支援学級 】

自閉症またはそれに類するもので、興味関心の偏りが大きい、特定のものへのこだわりが強い、人とのコミュニケーションがうまくできない、人前では黙り込んでしまう、集団になじめないなどの困難のある児童生徒が対象です。

※個別の知能検査に加えて、医師の「診断書」又は「医療情報提供書」が必要です。



- ・感覚が過敏(音、食感、触れるもの等)
- ・相手の気持ちを読み取ることが苦手
- ・急な予定変更が苦手
- ・場にそぐわない発言をする



こんな指導をしています (得意なところを伸ばそう!)(苦手なことはスモールステップで!)

- ・教科の学習の他に「自立活動」を行い、人とのかかわり方や自分の気持ちの伝え方、困った場面での対処の仕方などを指導します。
- ・通常の学級の子どもたちとの交流学習や共同学習も行います。

特別支援学校

- 障害の程度がより重い児童生徒を対象とした学校です。よりきめ細かな指導支援が行われます。
- 障害の種類に応じて「視覚障害」「聴覚障害」「知的障害」「病弱・身体虚弱」「肢体不自由」を対象とした学校があります。
- 佐賀県には9校の特別支援学校があります。
- (小学部の場合)1クラスの人数は、障害が1つの場合は6人まで、障害が重なる場合は3人までです。

※特別支援学校への就学を検討される場合は、唐津市で実施される就学相談会に参加された後、特別支援学校で行われる「転入学相談会」にも参加する必要があります。



就学までの流れ(年長児)

(予定)

【年中児】

5歳児相談会(1月～2月) ☆希望者

【年長児】

就学相談会(第1回…6月に2日、第2回…8月に1日) ☆希望者

※特別支援学校を希望する場合は、必ず参加

※特別支援学級を希望する場合は、必ずではない

※進学先が決まっている場合は、小学校に直接相談に行くことも可能

スクリーニングテスト(7月～8月) ★全員

小学校職員園訪問(8月)

特別支援学校転入学相談(8月～10月) ☆特別支援学校希望者は必ず！

就学時健康診断(11月) ★全員

教育支援委員会【本人に適した学びの場を判断する】(11月) ★該当者

入学説明会(1月～2月)

入学式(4月)

就学までの流れ(小・中学生)

(予定)

就学相談会(第1回…6月に2日、第2回…8月に1日) ☆希望者

※特別支援学校を希望する場合は、必ず参加

※特別支援学級を希望する場合は、通っている学校に相談でよい

※特別支援学校転入学相談(8月～10月)
☆特別支援学校希望者は必ず！

↓
小1～中2

お子さんが通常の学級の場合
中学校へ早めの相談を！

中3(特別支援学校希望の場合)

教育支援委員会 ★該当者
【本人に適した学びの場を判断する】(10月)

特別支援学校
転入学説明会
(2月) ★該当者

特別支援学級 他
入学説明会
(11月～) ☆小6のみ

特別支援学校進路相談
(8月～10月末期限)
☆特別支援学校希望者は必ず！

特別支援学校入学志願許可
願書の提出(11月)

出願(1月)

検査(2月)

合格発表(2月)

入学説明会(2月)

↓
入学・転入学・入級(4月)



就学に関する Q&A

Q1

就学相談会とはどんなものですか？

A:就学に関する相談について、情報提供をする場です。

お子さんの障害や発達の様子で気になること、ご家庭での様子をお聞きし、これからのお子さんの就学について、専門家や教職員が、親身になって相談に応じます。お子さんの就学先を決める場ではありません。

保育園や幼稚園などの年長児のお子さんとその保護者が対象です。通っている園や療育施設を通じて唐津市教育委員会に申し込みができます。

Q2

就学相談会に参加しないと特別支援学級に入れないのですか？

A:就学相談会に参加しなくても、特別支援学級に入ることは可能です。

入学する小学校が決まつていれば、その小学校の教頭先生に特別支援学級の見学や就学についての相談を希望していることを伝えさせていただけません。

なお、特別支援学校への入学を検討されている場合は、必ず就学相談会に参加をお願いします。

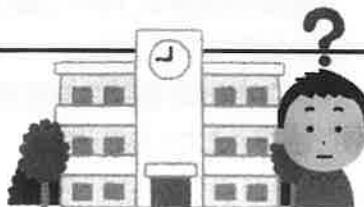
Q3

入学後に通常学級から特別支援学級への転級はできますか？

A:転級することは可能です。ただし、年度途中の転級はできません。

学校と本人、保護者の合意形成を図り、唐津市の教育支援委員会での判定を基に保護者と相談の上、次年度の学びの場を最終決定します。

通級指導教室については、年度途中であっても、教育支援委員会を経て、入級したり、終了したりすることができます。



Q4

発達障害などの診断が出たら必ず特別支援学級に入らないといけないですか？

A: 診断があるお子さんが、必ず特別支援学級に入らないといけない、または、必ず特別支援学級や特別支援学校に入れるわけではありません。

診断(障害の状態について)や検査結果などは、基本的にお子さんがどういったところで困っているのかを把握し、適切な支援を考えるために必要なものです。お子さんの学びの場を考える上で、重要な判断材料ではありますか、それだけでお子さんの学びの場が決まるわけではありません。

お子さんや保護者の意向を尊重しながら、お子さんが安心して学校生活を送り、成長していくためには、どのような合理的な配慮や支援が必要かなども含めて適切な学びの場について総合的に判断します。

ただし、学びの場によっては、診断書や検査結果が必ず必要な場合があります。最近は、医療機関で受診できるまでに数か月かかることが多くなっていますので、受診や検査を検討されている場合は、早めに医療機関にご相談ください。



佐賀県のHPより「発達障害の診断等が可能な医療機関一覧」の紹介です。
(2022年更新分)



Q5

小学校に入学する前に相談できるところはありますか？

A: あります。

まずは、お子さんが通っている保育園や幼稚園の先生に相談してみましょう。
入学後のことについては、入学予定の小学校に相談できます。他にも…

・お子さんの発達で気になることについては、

「佐賀県西部発達障害者支援センター 蒼空(そら)」☎0952-37-1251

「唐津市障害者相談支援センター(りんく)」☎0955-72-9272

「唐津保健福祉事務所」☎0955-73-4228

・子育ての悩みについては、

「唐津市保健センター」☎0955-75-5161

・就学全般については、

「唐津市教育委員会学校教育課」☎0955-72-9158
へご相談ください。

